

令和7年余市町議会第1回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時47分

○招 集 年 月 日

令和7年3月6日（木曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和7年3月10日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長	12番	藤 野 博 三
余市町議会副議長	3番	岸 本 好 且
余市町議会議員	1番	山 本 正 行
〃	2番	尾 森 加奈恵
〃	4番	佐 藤 剛 司
〃	5番	内 海 富美子
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	中 井 寿 夫
〃	8番	川内谷 幸 恵
〃	9番	土 屋 美奈子
〃	10番	伊 藤 正 明
〃	11番	茅 根 英 昭
〃	13番	ジャストミートあたる
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	白 川 栄美子
〃	16番	寺 田 進

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	渡 邊 郁 尚
総 務 部 長	高 橋 伸 明
総 務 課 長	越 智 英 章
財 政 課 長	高 田 幸 樹
税 務 課 長	成 田 文 明
民 生 部 長	篠 原 道 憲
福 祉 課 長	大 平 直 規
子育て・健康推進課長	新 木 徹 也
保 険 課 長	小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長	大 森 直 也
総 合 政 策 部 長	阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長	橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長	北 島 貴 光
建 設 水 道 部 長	奈 良 論
建 設 課 長	井 上 健 男
まちづくり計画課長	二 木 二 郎
水道課長（併）下水道課長	紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長	濱 川 龍 一
農業委員会事務局長	樋 口 正 人
教育委員会教育長	前 坂 伸 也
教 育 部 長	浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長	本 間 憲 明
社 会 教 育 課 長	中 島 豊
選挙管理委員会事務局長 （併）監査委員事務局長	石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
書 記 寒河江 美 桜
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

令和 7 年度町政執行方針

令和 7 年度教育行政執行方針

第 1 議案第 1 号 令和 7 年度余市町一般会計予算

第 2 議案第 2 号 令和 7 年度余市町介護保険特別会計予算

第 3 議案第 3 号 令和 7 年度余市町国民健康保険特別会計予算

第 4 議案第 4 号 令和 7 年度余市町後期高齢者医療特別会計予算

第 5 議案第 5 号 令和 7 年度余市町水道事業会計予算

第 6 議案第 6 号 令和 7 年度余市町下水道事業会計予算

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 7 年余市町議会第 1 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程に従いまして、ただいまから令和 7 年度町政執行方針について齊藤町長から説明されます。

齊藤町長の発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 令和 7 年度町政執行の基本方針。

令和 7 年余市町議会第 1 回定例会において、町政執行の基本方針と主要な諸施策並びに私の所信を申し上げます。

町政の執行に当たりましては、議員各位をはじめ町民の皆様より温かいご理解とご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

今、日本の現状として、人口は減少局面を迎える一方で高齢化率は増加し、高度経済成長期に建設されたインフラは老朽化し、物価は政府の資料によれば令和 2 年と比較して 1 割程度高騰するなど、住民生活にマイナス影響を与える要素を多く抱えており、先行きの不透明な時代に不安を抱えながら生活している方々の声も聞いています。

余市町も例外ではなく、全国の自治体と同様の課題を抱えており、現状に甘んじて、今なすべき行動を実施しなければ、時代の波にのまれ取り残されてしまい、現段階から未来を見据えた政策を着実に実施していく必要があると考えています。

これまで余市町では、海外の自治体を含む様々な団体との協定締結や特産品を PR するイベントを実施するなど、地域独自の魅力発信を強化する事業によりふるさと納税制度の規模拡大を図ることで財源確保に努めてきました。令和 7 年度はこれらの財源を用いて、食と文化のリンクにより新たな地域資源を活用するガストロノミーツーリズム推進事業の拡充により、さらなる観光振興と地域経済の発展につなげるとともに新たな子育て推進や健康の増進に関する事業を実施します。

令和 7 年度の町政執行に当たっては、「次世代の可能性を引き出す」、「資源を最大限活用しまちを持続・発展させる」、「激動する社会に対応する」を 3 つの指針として、職員と一丸となって町民の負託に応え、第 5 次余市町総合計画のメインテーマである「未来に向けて住みやすいまちをつくる」ことに全力を尽くしてまいりますので、各位におかれましては特段のご理解を賜りたいと存じます。

「未来に向けて住みやすいまちをつくる」ために。

次世代の可能性を引き出す。

余市町は未来への投資として、人づくりを通じ、子供や若者といった次世代の可能性を引き出すまちづくりを進めます。

資源を最大限活用しまちを持続・発展させる。

余市町は選択と集中により、限られた資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。

激動する社会に対応する。

余市町はこれまでの概念にとらわれず、激動する社会に対応するまちづくりを進めます。

以上3つの指針を下に、1. 暮らしの安全・安心の方針、2. 健康と福祉の方針、3. 生活環境の方針、4. 産業の方針、5. 学びの方針、6. 行政・財政運営の方針の6つの方針を施策の体系とし、以下の諸施策を推進します。

令和7年度の施策の内容。

1. 暮らしの安全・安心の方針。

防災に関する施策。地域防災マネジャーの下、地域の防災力の向上を図るべく、北後志構成4町村及び民間事業者などと連携し、防災広域化に向けた取組を引き続き進めます。また、昨年発生した令和6年能登半島地震や近年の異常気象が各地で甚大な被害をもたらしていることを踏まえ、災害はいつ、どこで発生してもおかしくない状況にあることから、災害対策基本法等の法令改正や国の防災基本計画などの見直しと整合性を図りつつ、関係防災機関と密接な連携の下防災対策を充実させていくとともに、引き続き避難所における防災資機材の整備や地域の防災力向上として区会に対する支援を進めます。

災害時における情報伝達手段の確保につきましては、最新の技術の状況を踏まえつつ、効果的かつ効率的な整備に向け、引き続き検討を行います。

災害による被害を最小限にとどめるためには、日頃からの備えが大切であることから、区会や学校などでの防災学習会などを通じ防災に関する自助・共助意識の醸成と防災知識の普及啓発を行います。

原子力防災につきましては、福島第一原子力発電所事故の対応や原子力災害の特殊性を踏まえ、国、北海道、関係市町村と連携し、引き続き必要となる防災対策の整備を進めます。

交通安全に関する施策。「高齢者事故防止」、「飲酒運転根絶」、「スピードダウン」、「シートベルト全席着用」、「自転車安全利用」、「居眠り運転防止」、「昼間ライトの点灯」、「ながら運転の根絶」を重点目標とし、交通安全指導員による交通指導をはじめ、町民への啓発などを積極的に実施し、一人一人の交通安全意識を高めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通事故防止に努めます。

2. 健康と福祉の方針。

子育て推進に関する施策。地域全体で子育てを支援、ゆとり・安心・楽しい子育てを実現すべく、子育てがしやすい環境の整備に努めます。

子育て支援対策につきましては、「第3期余市町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ニーズに応じた乳幼児期の教育・保育を推進し、子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業など、子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

また、次代を担う子の誕生を祝福し、健やかな成長に資するため、第1子・第2子に5万円、第3子以降に50万円を支給する子育て応援事業を継続し、保育所等利用者の経済的負担を軽減するため、3歳未満の保育料無償化も継続します。

母子保健対策につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、伴走型相談支援や産後ケア事業などと一体的に経済的支援を実施し、さらに、希望する妊婦に胎児精密超音波検査費用を助成します。

また、不妊治療や不育症治療を受けている夫婦に対し医療助成を実施します。

周産期医療においては、和痛分娩助成事業を実施するとともに北後志地域6市町村の連携の下、医療体制の充実に努めます。

児童虐待対策につきましては、発生予防や早期発見・早期対応ができるよう「余市町要保護児童対策地域協議会」構成関係機関との連携を強化し、必要な対応を図るとともに、子供が健やかに成長できる地域社会の構築に努めます。

また、18歳までの方の医療費の無償化を継続し、子供や若者の保健の向上と子育て環境の整備・充実に努めます。

保健に関する施策。町民が心身ともに健康で生き生きと暮らしていくために、若い世代から健康に関心を持ち、食生活をはじめとする生活習慣の改善や心のケアができるよう「第2期余市町健康づくり計画（第2期いのち支える余市町自殺対策行動計画）」に基づき、関係団体や協定企業等と連携し、心身の健康に関する正しい知識の普及や各種健診事業に取り組み、健康維持・増進に努めます。

感染予防対策につきましては、新型コロナウイルスをはじめインフルエンザ、9価子宮頸がん、帯状疱疹などへのワクチン接種に係る費用を助成するとともに、町独自の男性へのHPVワクチン接種費用助成を継続します。

がん対策につきましては、肺がん・大腸がんの早期発見、早期治療につなげるため、がん精密検診を実施します。

女性特有の乳がん検診や子宮頸がん検診においては、一定年齢の方々を対象とする検診料無料化を引き続き実施します。

地域福祉に関する施策。福祉・保険に関するワンストップ窓口の特性を生かした町民サービスの向上に努めます。

単身高齢者や認知症高齢者への支援につきましては、「余市町高齢者保健福祉計画・余市町介護保険事業計画」に基づき、地域の包括的な支援・サービスを提供する地域包括ケアシステムの充実に努めます。

高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識

は地域や次世代に受け継いでいく財産であり、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営み、安心して暮らすことができるよう、ボランティア等の地域資源を有効かつ効果的に活用するとともに、中核を担う社会福祉協議会と連携を図り、地域福祉の推進に努めます。

要支援者につきましては、民生委員の協力の下継続した情報更新を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみできめ細やかな見守り活動や緊急時の速やかな支援体制の構築に努めます。

また、権利の擁護や社会問題となっている虐待の防止についても、関係機関と連携を図り、速やかな対応に努めます。

障害者福祉に関する施策。障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下、「余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び余市町障がい児福祉計画」に基づき、住み慣れた地域の中で誰もが自分らしく生活を送ることができるよう、障害福祉施策の実現を目指すとともに、発達の遅れや障害のある子供に対するサービス提供体制の充実と、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能の拡充に努めます。

介護保険に関する施策。介護を必要とする方やその家族が安心して暮らすことができるよう、自立生活の支援を基本とした効果的・効率的な介護サービスの提供や財源の安定確保を図るなど介護保険事業の円滑な運営に努めます。

地域支援事業につきましては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターと連携し包括的支援事業を実施することで、地域における支え合い体制の構築に努めながら、介護支援ボランティアポイント事業をはじめ、地域まるごと元気アッププログラムやふまねっと教室等の介護予防教室の

充実など総合的な介護予防施策を実施するとともに、国の「認知症施策推進大綱」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の方や介護する家族の方などを地域で支えるための各種施策を推進します。

国民健康保険に関する施策。事務事業の効率化など都道府県単位化によるスケールメリットを生かしながら、医療費の適正化や各種財源の確保など適切な事業・財政運営に努め、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、保険料（税）水準の全道統一化による被保険者間の負担の公平化に向けた取組を進めます。

後期高齢者医療保険に関する施策。高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の円滑な運用と適正な執行に努めます。

3. 生活環境の方針。

環境に関する施策。余市川流域及び町内河川の水質調査や悪臭、騒音などの各種調査・測定を継続して実施し、地域の環境保全に努めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて省エネ機器の導入など、CO₂排出量の削減、抑制に向けた取組を進めます。

町営斎場建替事業につきましては、早期供用開始に向けて事業を進めます。

一般廃棄物処理に関する施策。循環型社会の構築を目指し、ごみ減量化の推進と資源化率の向上に町民、事業者、行政が連携して取り組むとともに、ごみの搬出が困難な高齢者等に対する支援として、安否確認にもつながるふれあい収集を継続します。

また、将来的に安定的な収集体制を確保すべく、業務体制の再編を図ります。

廃棄物処理施設につきましては、適切な維持管理に努めるとともに、最終処分場の増設整備に向けて、計画を進めます。

公共下水道が整備されていない地域につきましては、合併処理浄化槽設置に対する助成を継続します。

道路に関する施策。「余市町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく補修事業や道路ストック総点検調査事業による補修工事を実施するとともに、計画的な舗装と側溝の整備を進め安全・安心で円滑な通行の確保に努めます。

冬期間の道路維持につきましては、地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適にすごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めるとともに、除排雪車両機械の計画的な更新を図り、即応体制の確立と機動力の向上に努めます。流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

また、後志自動車道小樽ジャンクションのフル化の早期完成や町道黒川町中通り2号線などの整備促進を要望するとともに、国道5号俱知安余市道路の開通を見据えた市街地道路網の整備について広く関係機関と協議、検討を進めます。

河川に関する施策。余市川につきましては、河川の環境保全を、ヌッチ川やフゴッペ川などの治水対策につきましては、自然環境に配慮した事業の計画的推進を、さらに、登川などにつきましては、河川の堆積土砂のしゅんせつなどの予防保全型維持管理により、浸水被害の防止対策を引き続き関係機関に要望します。

町管理河川につきましては、河川愛護組合をはじめ、地域の方々の協力をいただきながら、治水対策や維持管理に努めます。

港湾・海岸保全に関する施策。余市港につきましては、関係団体及び港湾利用者と協議しながら、安全で安心な施設整備を図るとともに、施設の維持保全に努めます。

海岸保全につきましては、適切な施設の維持管理に努めます。

公園事業に関する施策。町民が安心して利用で

きるよう、公園施設の維持管理、安全対策、環境整備に努め、地域の方々の触れ合いの場、憩いの場として、公園利用者の安全・安心の確保に努めます。

公営住宅に関する施策。「余市町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、黒川団地外壁改修工事、共栄団地屋根・外壁改修工事等を実施し、快適な住環境の整備に向けた取組を進めるとともに、その他の既存ストックについても適切な維持管理に努めます。

住宅に関する施策。本町への移住・定住を目的とした住宅取得等支援補助金制度を継続し、宅地取引の拡大と住宅建設の増加による町内経済の活性化や町内定住化に努めます。

また、空家住宅除却費補助制度を継続し、良好な住環境の形成に努めます。

まほろばの郷地区につきましては、土地区画整理事業により整備された都市基盤等の既存ストックを生かし、区域内の宅地の販売促進に向けた支援に努めるとともに、良好な市街地形成の先導的な役割を果たすエリアとして、居住誘導を進めます。

都市計画に関する施策。将来に向けて住みよいまちづくりを進めるため、「余市町都市計画マスタープラン」、「余市町立地適正化計画」に基づき、今後の人口減少、少子高齢化、公共交通ネットワークとの連携等を踏まえコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに努めます。

地域公共交通の活性化と再生に関する施策。「余市町地域公共交通計画」に基づき、郊外部におけるデマンド交通の実証運行など各種調査業務等の結果を踏まえ、本格運行に向けた各種検討を行うなど、町民ニーズをはじめ公共交通に関する現状と課題の把握に努めながら、効果的・効率的かつ持続可能な地域公共交通の在り方について検討を進めます。また、北海道新幹線の札幌延伸に伴う並行在来線のバス転換に備え、交通結節点として

のＪＲ余市駅周辺の在り方について検討を進めます。

水道事業に関する施策。水道は町民の日常生活や経済活動を支える必要不可欠なライフラインであり、安全・安心な水を将来にわたって安定供給していくことを基軸に、施設能力・規模の適正化を図りながら、老朽化する施設の計画的な更新や耐震化に取り組み、安定稼働の確保に努めます。

水道事業の経営環境につきましては、人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少傾向や、物価の高騰に伴う各種費用の増加など、さらに厳しさを増しており、持続可能な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため「余市町水道事業経営戦略」の改定を行います。

下水道事業に関する施策。町民の快適で衛生的な生活の確保と、河川・海域等の公共用水域の水質保全を目的に、下水道施設の適正な維持管理、老朽化した施設の更新及び耐震化を進め、安定した下水道機能の維持に努めます。

下水道事業の運営につきましては、昨年度から公営企業会計に移行したところであり、引き続き経営状況を的確に把握するとともに、本年度よりし尿処理の広域化事業が開始となることから、「余市町公共下水道事業経営戦略」に基づき、計画的かつ効果的な事業運営に努めます。

再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策。公共施設の再編検討に際し、本町の再生可能エネルギーを最大限活用するため、再エネ導入推進エリアにおける再エネ導入施設の検討及び中核施設への機能集約の検討を進めます。

４．産業の方針。

労働に関する施策。時間外労働の上限規制など雇用環境の変化を注視し、労働者に対する各種支援制度の周知を図るとともに、労働環境の改善、雇用の場の確保等に係る中小企業等の取組に対し、関係機関と連携を図りながら支援に努めます。

また、通年雇用促進支援事業を推進し、季節労

働者の通年雇用化の促進を図ります。

農業に関する施策。強い農業・持続可能で生産性が高い農業を目指し、余市町農業振興協議会をはじめとする関係会議における協議を重ねながら、各種施策の展開による農業の振興を図ります。

安全・安心な農産物の生産に関する取組につきましては、環境との調和による自然循環機能を維持・増進を図り、農業・農村の有する多面的機能を生かすよう、地域の共同活動への支援を図ります。

優良農地の確保と保全につきましては、農地保有合理化事業などを活用し、効率的な農用地の利用促進に努めます。

果樹につきましては、本町の果樹栽培の歴史を築いてきたリンゴ栽培の維持に努め、優良品種への改植の支援を図ります。また、省力化栽培による生産効率化の取組を進めます。

生食用ブドウにおいては、晩腐病などの新たな広がりを見せる病害について関係機関と生産者で情報を共有し適切な防除対策を検討します。

野菜につきましては、ハウス栽培による高品質で収益性の高い農作物の安定生産を図るため、栽培施設の資材購入の支援や栽培技術の確立に努めます。

新規就農者の相談及び支援につきましては、関係機関で組織する新規就農活動支援センターによる取組を進めるとともに、新規就農者育成総合対策事業などを活用し、新規就農者の就農支援に努めます。

農村活性化センター・市民農園・園芸試験場につきましては、施設の有効活用と適切な維持管理に努めます。

有害鳥獣対策につきましては、北海道猟友会余市支部との連携を図り、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、捕獲・駆除を実施します。

特定外来生物に指定されているアライグマの駆除を引き続き実施し、近年、ヒグマ・エゾシカの

個体数増加による影響が懸念される中、さらなる有効対策の実施を国及び北海道に対して強く要請するとともに、北海道猟友会余市支部との信頼関係を深めるよう、警察も交え協力体制の構築に努めます。

また、耕作地への有害鳥獣侵入を防止するための電気柵の設置及びアライグマの駆除を目的とした箱わなの購入など、生産者自らが行う自己防衛対策を支援します。

林業に関する施策。国からの森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、「余市町森林整備計画」に基づき森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施策の推進と管理に努め、民有林においては森林所有者の意識醸成により、森林整備地域活動支援事業や豊かな森づくり推進事業の活用による環境保全と森林資材確保を推進します。

町有林においては、豊丘水源涵養保安林などの保全と機能の回復を図るため、間伐などの保育事業や野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めます。

漁業に関する施策。浅海増殖事業、淡水増殖事業の支援、将来的な養殖事業の定着化に向けて二枚貝養殖試験の支援により、水産業の収益性向上と、育てる漁業による資源の確保を図るとともに、担い手確保や販売戦略の強化に努めます。

温暖化等による漁場環境の変化に対して、北海道や中央水産試験場をはじめとした関係機関との連携を密にし、迅速な情報共有に努めます。

トド被害防止対策につきましては、「余市町鳥獣被害防止計画」に基づき、余市郡漁業協同組合が実施する被害防止対策への継続的な支援に努めます。

余市フィッシャリーナにつきましては、関係機関と連携し海難事故の防止に努めるとともに、漁業者との十分な調整を図り、利用者へ安全な海洋レクリエーションの提供に努めます。

水産加工業に関する施策。消費拡大とブランド力向上を目指すとともに、多様化する消費者ニーズの把握に努め、関係機関・団体などと情報の共有を図り、商品開発の推進を支援します。

6次産業化に関する施策。地元農水産物を生かした加工・販売・流通の一体的なつながりによる産業振興を目指し、関係団体と連携した取組を進めます。

また、醸造用ブドウにつきましては、世界的に市場評価の高い品種への改植や醸造環境の体制強化支援に努め、国内トップクラスのワインブドウ産地としての優位性を生かし、余市町産食材とワインとのマリアージュによるさらなるブランディング力の向上を図ります。

さらに、フランス・ブルゴーニュ地方のジュヴレ・シャンベルタン村との親善都市協定締結を契機に、国際的なワイン産地とのネットワークを活用した交流を深め、「美酒・美食のまち」としての魅力を強力に発信すべく、町内に存在する食資源とその背景にある文化や自然環境を一体的に体験できる環境整備に取り組み、余市町のガストロノミーツーリズムを産学官連携で推進します。

商工業に関する施策。余市商工会議所及び中小企業相談所と連携し、余市町中小企業振興条例に基づく制度融資や設備投資等に対する各種助成措置、税制優遇制度の利用促進などにより中小企業者等の事業継続、経営基盤の安定化を支援します。

また、空き店舗を活用した起業支援や余市町商店街連合会による取組への支援を継続します。

観光に関する施策。観光振興計画に基づき、本町の恵まれた自然や食、歴史文化などの多彩な観光資源を活用し、道内外客やインバウンドをはじめとする交流人口の増加と滞在型観光の拡大とガストロノミーツーリズムを推進し、年間を通じて魅力ある持続可能な観光地づくりに努めます。

また、一般社団法人余市観光協会と連携し、観光客誘致と観光事業者への支援、事業活性化に向

けた取組を進めます。

後志自動車道の開通効果は今後も様々な分野で期待されるところであり、後志のゲートウエーとして、圏域の市町村等との連携強化を図りながら、交流人口の増大と観光消費拡大に努めます。

道の駅につきましては、今後の方向性・体制整備について再検討し、魅力的な道の駅の整備に取り組めます。

観光物産センターにつきましては、指定管理者と連携し、地場製品のPRや観光情報の効果的な発信に取り組むとともに、利用しやすい環境づくりに努めます。

農道離着陸場につきましては、さらなる有効活用について検討を進めるとともに、適切な管理運営に努めます。

地方創生に関する施策。人口減少による地域経済の縮小や地域社会の存続が危ぶまれる中、人口減少を可能な限り抑制すべく、「余市町デジタル田園都市総合戦略」に基づき、「ガストロノミーツーリズムプロジェクト」を核とする地方創生プロジェクトを推進し、本町の強みを生かした産業振興や人の流れの創出に努めます。

5. 学びの方針。

学校教育に関する施策。本町の未来を担う人材を育てる取組は重要な政策であり、デジタル化の進展やグローバル化など社会が大きく変化する中で、子供たちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身につけるとともに、個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

子供たちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに、適切な学校施設の維持管理に努め、保護者負担軽減のため学校給食費の無償化を継続し、また、「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、再編整備に向けた取組を継続して進めます。

各高等学校が実施する取組に対する協働体制の構築や私学助成の取組を推進するなど、時代や地域のニーズに対応した魅力ある学校づくりのための支援に努めます。

社会教育に関する施策。町民が心身ともに豊かで健康な生活を送ることができる学びの場を提供し、変化し続ける社会環境に対応できるよう学習機会の充実を推進します。

図書館につきましては、学校図書室やボランティアとの連携を図り、読み聞かせなどの各種事業を通して読書普及活動を推進していくとともに、電子書籍のさらなる充実を図り、利用者サービスの拡充に努めます。

余市宇宙記念館につきましては、毛利衛名誉館長の協力を得ながら、宇宙開発や天文、科学などの学習の場として、館内展示の改善や多種多様な教室の開催等、創意工夫の上、特色ある運営に努めます。

芸術、文化、スポーツ活動に関する施策。文化財につきましては、地域の郷土資料の活用や後世への継承のために、文化財施設及びそれに関わる資料の適切な保存と管理を行うとともに、出前講座などを積極的に行うことにより地域への愛着の醸成を図り、学びと体験の場として、各施設の展示内容の充実と郷土の歴史に関する教育活動を推進します。

スポーツ活動につきましては、各種の競技スポーツの振興はもとより、全ての世代の町民がスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めるとともに、スポーツ関係団体との連携を図り、町民全体の体力向上と健康維持が効果的に図られるよう努めます。

6. 行政・財政運営の方針。

町民と行政の連携に関する施策。各種審議会等への町民参加、アンケート調査やパブリックコメント等による町民意見の募集、区会学習会等の町民活動への支援を進めるとともに、町職員が地域

と行政とのパイプ役となる地域連絡員制度を積極的に活用し、町民と行政が連携して歩むまちづくりを進めます。

外部の組織・人材との連携に関する施策。広域行政の推進、大学などの教育機関や民間企業といった組織との協定の締結、高度な知識を有する人材の招致など、外部との協力体制の構築や民間提案制度の活用により、本町が抱える課題の解決や新たな価値の共創を推進します。また、国の支援制度の活用等により、本町を応援してくれる企業や個人の受入れ態勢を構築します。

情報の共有に関する施策。広報よいちの紙面とホームページの充実を図るとともに、町LINE公式アカウントを活用し、幅広い情報発信に努めます。

また、町政への意見・要望の募集やホームページ内のお問合せメール等により町民の声を広く聴取するとともに、区会を通じた懇談会や各種説明会において意見交換を図りながら、情報の共有に努めます。

地域間交流に関する施策。国内外の交流都市との歴史的つながりを大切にし、地域間の交流事業を通じて相互理解と親善を深めながら、文化、教育、経済をはじめとする幅広い分野での交流を推進します。

特に、国外の都市との交流においては、余市町の特色であるワイン・食文化を生かした国際的なネットワークを構築・関係を強化することで、地域産業の発展につなげます。また、これらの交流を通じて、地域住民を含む異文化交流の機会を創出し、グローバル化への対応を図るとともに、持続可能な地域間パートナーシップの構築を目指します。

行財政に関する施策。本町の財政状況は、歳入に占める地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が高く、財政運営の弾力性を示す経常収支比率も高率で推移している状況から、歳出におい

ては、限られた財源を効果的・効率的に配分するとともに、国等の各種補助制度を積極的に活用して新たな歳入の確保に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

町税につきましては、適正な申告指導や課税客体の把握による公平・公正な課税を推進するとともに、キャッシュレス納付等の納税環境の拡充や電子申告・申請の対象拡大による利便性の向上に努めます。

また、税負担の公平性を確保するため、適正な滞納整理を実施するとともに、税外収入につきましても、コンビニ納付等の円滑な運用を進めるなど、収納率の向上に努めます。

財政状況の公表につきましては、ホームページ等を活用し、分かりやすい情報の提供に努めます。

ふるさと応援寄附に関する施策。本制度は有効な財源確保手段であると同時に、町内事業者にとって重要な販路の一つであり、町内経済の活性化に大きく寄与するものであると認識しており、本町のまちづくりを応援してくださる方々に、より興味と親近感を持っていただけるよう、本町ならではの特産品や体験プログラムなど返礼品の充実に努めます。

行政改革に関する施策。将来の人口減少を見据えた中で、高度化・多様化するニーズに的確に対応し、スピード感のある町政を実現するため、「余市町自治体DXに関する全体方針」に基づき、行政手続オンライン化の推進や生成AI導入の検討など自治体DXの取組を進め、町民サービスの向上と行政事務の改革を推進します。

公共施設の総合的な管理・運営に関する施策。老朽化する公共施設全ての維持・更新は困難であることから、適正な公共サービスの提供、施設の維持管理コストの縮減を念頭に、人口減少等将来を見据えた中で、財政負担の推計、民間ノウハウの活用、他自治体の先進事例調査など管理運営方針の検討を進めながら、公共施設の計画的な再編

と有効活用に努めます。

職員の資質向上に関する施策。職員は、自治体職員であることを常に自覚し、町民の視点に立ち、公正な立場で誠実に職務を遂行するとともに、不祥事の未然防止に対する意識向上や自己研さんを図るため、各種研修機会の充実、自己申告制度、人事評価制度などによる職員の意識改革に積極的に取り組み、組織の活性化と職員の資質向上に努めます。

結び。以上、令和7年度における町政執行の基本的な考えとその政策の概要を申し上げました。

将来をしっかりと見据え、その可能性を引き出し、「未来に向けて住みやすいまちをつくる」ために、職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいります。

議会議員各位並びに町民皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 町長の町政執行方針の説明が終わりました。

○議長（藤野博三君） 続きまして、令和7年度教育行政執行方針について前坂教育長から説明されます。

前坂教育長の発言を許します。

○教育長（前坂伸也君） 令和7年度教育行政執行方針。

I、初めに。

令和7年第1回定例会の開会に当たり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化の進行、デジタル化の進展やグローバル化など社会が大きく変化する中で、地域の発展を支える人材を育成することが教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、新しい時代を切り開く基盤です。一人一人が互いに尊重・協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、心豊

かに人生を送り、地域社会の一員として持続可能な社会の作り手となることができるよう、必要な資質・能力を育む教育行政を推進します。

Ⅱ、基本方針。

学校教育では、子供たちが社会で生きる知識や技能をしっかりと身につけるとともに、個性や能力を伸ばし、社会や世界に向き合うことができるよう教育課程に基づいた組織的・継続的な教育活動を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働し、様々な課題の解決に当たり、子供たちを社会全体で支え、確かな成長をもたらす教育環境づくりを進めます。

社会教育では、「第7次社会教育中期計画」に基づいた、施設の維持管理及び計画的な運営に努め、社会環境の変化に対応した情報提供を行い学習機会の整備と充実を推進し、多様なニーズに対応するとともに、心身ともに健康で生きがいを感じられる豊かな人生を送るため、町民相互のつながりを重視した教育活動の推進に努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

Ⅲ、重点目標。

1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実。

社会が大きく変化する中で、子供たちが自立し、たくましく生きていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、それらを活用して課題を解決する力を育むことが重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や検証を行い、デジタル教材による学力向上や小中学校の連携強化の取組を推進します。

また、学校と家庭が互いに連携し、望ましい生活習慣と学習習慣の定着に向けた取組を進めます。

I C Tを活用した学習指導により「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、児

童生徒の思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。

外国語教育につきましては、各小中学校への外国語指導助手の配置を継続し、「生きた英語」に接することによる、児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の向上に努めます。

余市町で生まれ育った子供たちが、郷土を学び、町に愛着や誇りを持つことができるふるさと教育を推進します。

学校生活や学習において「困り感を抱える児童生徒」や「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒」に対しては、学習支援員等の配置を継続し、きめ細やかな指導や支援の充実に努めます。

特別支援教育につきましては、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図り、児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた適切な指導や教育環境の整備とともに、校内支援体制の充実に努めます。

学校だよりなどによる保護者や地域住民への情報提供を行い、学校評価制度の活用や学校運営協議会の活動を推進するとともに、部活動の地域移行に向けた環境整備を進め、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実に努めます。

学校における働き方改革を推進し、教職員が児童生徒一人一人に向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保し、質の高い学びと持続可能な教育環境の実現に努めます。

2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実。

本町の未来を担う子供たちにとって、心身ともに健やかで豊かな生活を送り、望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、主体的・対話的で深い学びを通じて、共に支え合う思いやりの心や、倫理観と規範意識を持ち、自分の生き方を考える力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係を構築し、子供たちが自信や誇りを持ち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、早期にその実態や要因を的確に捉え、児童生徒が抱える問題の解決のため、スクールカウンセラーを継続して配置し、相談体制の充実と関係機関と連携した支援に努めます。

また、不登校児童生徒の教育に対応するため、適応指導教室やICTを活用し、学校復帰に向けた支援を行います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置づけ、積極的な認知による「いじめ見逃しゼロ」と、「SOSの出し方に関する教育」を推進し、保護者との連携を強化し、いじめの早期発見と早期解決に努めます。

体罰や不適切な指導の問題につきましては、体罰と受け取られかねない指導が行われないう、体罰に関する正しい認識と未然防止、組織的対応の徹底に努めます。

3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実。

子供たちが心身ともに健やかに成長し、生命の尊さを自覚しながら、思いやりの心を培い、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが重要です。

非行防止や犯罪被害未然防止のため、「防犯教室や防犯訓練の実施による安全教育」、「性や喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導」、「SNS等の利用に関する情報モラル教育」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報提供を行い、学校・家庭・地域の連携強化に努めます。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、関係

機関と緊密な連携を図り、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全・安心に学ぶことができる教育環境の充実を図り、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、「余市町立学校適正規模・適正配置基本計画」に基づき、再編整備に向けた取組を継続して進めます。

学校保健につきましては、児童生徒の健康診断を引き続き実施するとともに、フッ化物洗口事業により児童の歯の健康づくりに努めます。

学校給食につきましては、保護者負担軽減のため、学校給食費無償化の取組を継続するとともに、給食調理室の衛生管理を徹底し、安全・安心な給食の提供に努めます。

また、給食食材の地場産品の活用を推進し、子供たちが食の重要性和地域に関する理解を深め、食育を通して望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書室につきましては、余市町図書館との連携や電子図書館の活用により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用と併せ、学校図書の充実を図ります。

教材教具につきましては、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育に係る経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

4. 地域貢献に向けた学習機会の提供。

生涯学習社会の実現に向けて、変化し続ける社会環境に対応した様々な学習機会を町民へ提供することにより、知識・技能を習得し、その成果を地域活動や社会貢献に活用するとともに、それぞれが生きがいを感じ、健康で豊かな生活を送ることが重要です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの観点から、地域貢献・社会参加を促す機会を提供し、学習環境の充実に努め、様々な分野において活躍できる人材の育成に努めます。

高齢者教育につきましては、心身ともに健康で生きがいのある豊かな生活の実現のために、高齢者のニーズに応じた学習機会を提供することにより、学習から得た知識と経験を生かせる環境づくりに努めます。

5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり。

青少年の健全な心身と心豊かな人間性を育成するために、学校・家庭・地域社会が連携することにより、それぞれの創造性や協調性を育むことのできる環境整備が重要です。

障害のある子供たちには、児童生徒や関係団体との交流による体験機会の支援に努めます。

放課後における子供たちの安全で安心な活動の場を確保し、多様な体験活動と学習機会の提供のため、地域との連携を図るとともに、ボランティアの確保と育成を行い活動を推進します。

家庭教育につきましては、ブックスタート事業や子育て体験などの各種事業を通して、子供との触れ合いの大切さを感じる機会を提供するとともに、家庭と地域及び関係機関が連携し、子育て意識の高揚に努めます。

6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用。

芸術文化活動の振興につきましては、鑑賞機会の提供と、サークルや関係団体の活動を奨励し、活動の裾野を広げていくことが重要です。

中央公民館につきましては、芸術や文化の振興のため、社会教育関係団体との連携により、創作・発表や鑑賞の機会の充実を図り、サークル等の育成に努めます。

図書館につきましては、「第2次余市町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書室や関係機関、ボランティアとの連携を図り、読み聞かせなどの各種事業を通して読書普及活動を推進し、読書環境の整備に努めます。

また、電子図書館につきましては、利用促進を図るとともに、地域の情報拠点として魅力ある電子書籍の充実にも努めます。

歴史や伝統文化につきましては、郷土資料の収集と文化財施設の適切な保存活用と維持管理を行うとともに、小中学校でのふるさと教育や生涯学習講座での文化財資料の有効活用に努め、郷土の歴史に関する教育活動を推進します。

7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興。

健康で充実した生活を送るためには、心身の健康維持・増進と体力向上に資するスポーツの普及を図るとともに、各世代に応じたスポーツ活動・健康づくりの推進に努めます。

スポーツ少年団や体育連盟等の関係団体と連携し、各世代のスポーツ活動の環境整備に取り組むとともに、幅広い世代の体力の維持向上に努めます。

健康で豊かなセカンドライフを築くため、関係団体や指定管理者と連携し、スポーツ活動の機会提供による健康づくりの推進に努めます。

IV、結び。

以上、令和7年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

余市町教育委員会は、本町の未来を担う子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、町民一人一人が生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町を目指し、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 教育長の教育行政執行方針の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第1、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算、日程第2、議案第2号 令和7年度余市町介護保険特別会計予算、日程第3、議案第3号 令和7年度余市町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第5号 令和7年度余市町水道事業会計予算、日程第6、議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算の以上6件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第1ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（高橋伸明君） ただいま一括上程されました令和7年度余市町各会計予算につきまして、初めに議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、議案を朗読いたします。

議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算。

令和7年度余市町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定によ

り起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算編成の指針となります令和7年度における国の地方財政対策の概要につきましてご説明申し上げます。通常収支分につきましては、社会保障関係経費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民ニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源総額について令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準の額が確保されたところでございます。

地方交付税については、地域デジタル社会推進費の継続、物価高の影響による公共施設の光熱水費や施設管理委託料の増加への対応のほか、地方公務員の給与改定に伴い一般財源総額が伸びる中、総額で前年比1.6%、2,904億円増の18兆9,574億円となったところでございます。実際の収支見込みにおいては、社会保障関係経費や人件費の増加が見込まれることなどにより地方全体の財源不足額は前年度より7,203億円縮小したものの、1兆929億円となったものでございます。なお、不

足する財源につきましては、これまでと同様に建設地方債の増発、地方交付税の増額によって補填措置を講ずることとした結果、国と地方が折半で対応する財源不足額及び臨時財政対策債の発行が生じないこととなり、平成13年度の制度創設以来初めて臨時財政対策債の新規発行が生じないこととなったところでございます。

次に、本町の令和7年度の予算編成結果及びその概要につきましてご説明申し上げます。令和7年度の余市町一般会計の予算規模は108億円であり、令和6年度と比較して3億円、率にして2.9%の増となっておりますが、その要因としましては自治体情報システム標準化、国勢調査による統計調査費、老人福祉施設入所措置扶助費、児童手当、教育・保育給付費負担金、町営斎場建替事業、北後志衛生施設組合負担金、療養給付費負担金、一般廃棄物最終処分場施設整備事業、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金、ガストロノミーツーリズム推進事業、除雪作業車等保管倉庫建設事業、小中学校タブレット更新事業、史跡フゴッペ洞窟施設改修整備事業、ニッカウキスキー余市蒸溜所保存活用事業補助金などのほか、職員人件費の増によるものでございます。

なお、令和7年度の予算要求段階では大幅な財源不足となりましたが、予算編成の過程において国の地方財政対策が示されたことや基金の繰入れなど歳入の見直し、また歳出の削減に努め、収支均衡となる予算編成となったものでございます。

次に、予算案の主な内容についてご説明申し上げます。参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料の3ページ、令和7年度歳入歳出款別予算額調をお開き願います。

最初に、歳入についてご説明申し上げますので、左側の歳入欄をご覧ください。予算書では11ページ、事項別明細書の歳入をご覧ください。1款町税、予算額18億3,943万円、前年度比1億415万円、6.0%の増でございます。主な要因は、個人住民税、

固定資産税等の増によるものでございます。

2款地方譲与税、予算額9,430万円、前年度比80万円、0.9%の増で、森林環境譲与税の増額を見込んだものでございます。

3款利子割交付金、予算額100万円で、前年度と同額を見込んだものでございます。

4款配当割交付金、予算額600万円、前年度比100万円、20.0%の増を見込んだものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、予算額900万円、前年度比500万円、125.0%の増を見込んだものでございます。

6款法人事業税交付金、予算額3,300万円、前年度比200万円、5.7%の減を見込んだものでございます。

7款地方消費税交付金、予算額4億7,000万円、前年度比1,000万円、2.2%の増を見込んだものでございます。

8款ゴルフ場利用税交付金、予算額70万円、前年度と同額を見込んだものでございます。

9款環境性能割交付金、予算額1,000万円、前年度比200万円、25.0%の増を見込んだものでございます。

10款地方特例交付金、予算額850万円、前年度比6,250万円、88.0%の減で、定額減税減収補填特例交付金の減によるものでございます。

11款地方交付税、予算額39億7,518万4,000円、前年度比5,876万円、1.5%の増でございます。令和6年度の普通交付税の確定額を参考に、令和7年度の地方財政対策の算定を見込んで推計したものでございます。

12款交通安全対策特別交付金、予算額200万円、前年度と同額を見込んだものでございます。

13款分担金及び負担金、予算額4,796万8,000円、前年度比5億954万6,000円、91.4%の減で、し尿浄化槽汚泥受入れ施設建設事業負担金の減額を見込んだものでございます。

14款使用料及び手数料、予算額 1 億5,810万3,000円、前年度比224万4,000円、1.4%の減を見込んだものでございます。

15款国庫支出金、予算額13億8,504万8,000円、前年度比 2 億5,045万7,000円、22.1%の増でございます。主な要因といたしまして、児童手当負担金、自治体情報システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金、一般廃棄物最終処分場整備事業補助金等の増によるものでございます。

16款道支出金、予算額 7 億3,557万8,000円、前年度比4,529万7,000円、6.6%の増でございます。主な要因といたしまして、地域づくり総合交付金、国勢調査委託金等の増によるものでございます。

17款財産収入、予算額461万8,000円、前年度比48万6,000円、9.5%の減でございます。主な要因といたしまして、物品売払い収入の減によるものでございます。

18款寄附金、予算額 1 万円、前年度と同額を見込んだものでございます。

19款繰入金、予算額 9 億8,179万9,000円、前年度比 2 億2,516万7,000円、29.8%の増でございます。主な要因といたしまして、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、公共施設建設整備基金繰入金、余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金等の増によるものでございます。

20款繰越金、予算額100万円、前年度と同額を見込んでございます。

21款諸収入、予算額 1 億3,916万2,000円、前年度比412万3,000円、3.1%の増でございます。主な要因といたしまして、後期高齢者医療広域連合健診委託金、長寿健康増進特別対策助成金などの増によるものでございます。

22款町債、予算額 8 億9,760万円、前年度比 1 億7,002万2,000円、23.4%の増でございます。主な要因といたしまして、一般廃棄物最終処分場施設整備事業債、史跡フゴッペ洞窟施設改修整備事業債、旧余市福原漁場施設修復事業債、河川浚渫事

業債、過疎対策事業債の増によるものでございます。

以上が歳入予算の款別の主な状況でございます。

次に、歳出について各款ごとにご説明申し上げます。同じページの右側をご覧ください。予算書では12ページの歳出をご覧ください。

1 款議会費、予算額 1 億2,806万1,000円、前年度比417万4,000円の増でございます。

2 款総務費、予算額16億4,355万1,000円、前年度比 2 億6,667万8,000円、19.4%の増でございます。主な要因といたしまして、ふるさと納税取扱業務関係経費、自治体情報システム標準化、標準宅地鑑定評価、国勢調査実施に係る統計調査費などの増によるものでございます。

3 款民生費、予算額24億6,233万5,000円、前年度比 1 億4,367万円、6.2%の増でございます。主な要因といたしまして、老人福祉施設入所措置扶助費、教育・保育給付費負担金、児童手当などの増によるものでございます。

4 款衛生費、予算額21億4,795万4,000円、前年度比 4 億3,674万円、25.5%の増でございます。主な要因といたしまして、町営斎場建替事業、北後志衛生施設組合負担金、療養給付費負担金、じんかい収集事業関連経費、一般廃棄物最終処分場施設整備事業、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金などの増によるものでございます。

5 款労働費、予算額4,748万8,000円、前年度比997万8,000円、26.6%の増でございます。主な要因といたしまして、旧勤労青少年ホーム解体事業による増でございます。

6 款農林水産業費、予算額 2 億5,278万6,000円、前年度比1,973万9,000円、8.5%の増でございます。主な要因といたしまして、ガストロノミーツアーリズム推進事業の増によるものでございます。

7 款商工費、予算額 3 億149万円で、前年度比4,135万8,000円、12.1%の減でございます。主な

要因といたしまして、道の駅再編整備事業などの減によるものでございます。

8款土木費、予算額17億7,077万9,000円、前年度比6億7,236万8,000円、27.5%の減でございます。主な要因といたしまして、橋りょう補修整備事業、町道道路照明更新事業、町道のり面対策事業、ロータリー除雪車購入事業、各公園環境整備事業、下水道事業会計負担金などの減によるものでございます。

9款消防費、予算額5億1,832万4,000円、前年度比1,952万2,000円、3.9%の増でございます。

10款教育費、予算額8億7,198万4,000円、前年度比1億3,883万7,000円、18.9%の増でございます。主な要因といたしましては、小中学校タブレット更新事業、史跡フゴッペ洞窟施設改修整備事業、ニッカウキスキー余市蒸溜所保存活用事業補助金などの増によるものでございます。

11款公債費、予算額6億5,024万8,000円、前年度比2,561万2,000円、3.8%の減でございます。

12款予備費、予算額は500万円で、前年度と同額の計上でございます。

以上が歳出の款別の主な状況でございます。

次に、予算参考資料の中の経常収支に関する調についてご説明申し上げます。参考資料の4ページ、5ページをお開き願います。令和7年度の歳入における経常一般財源、4ページの表の右から2列目、E—F欄の下段、歳入合計a欄でございます。59億9,628万9,000円、前年度と比較して1億1,491万2,000円、率で2.0%の増となっており、主に地方特例交付金は減少でありましたが、町税、地方交付税の増が要因でございます。一方、下のページ、表の歳出でございます。経常一般財源、5ページの表の右から2列目、下から5行目でございます57億4,291万2,000円、前年度と比較して1億2,311万5,000円の増となっております。

これにより経常収支比率は5ページの表の右から1列目、下から7行目に記載しておりますが、

95.8%となり、前年度の臨時財政対策債を経常一般財源に含めた経常収支比率と比較しますと0.4ポイント上昇しております。引き続き決算に向け、自主財源の確保とともに、経常一般財源充当経費の節減に努め、財政健全化に取り組んでまいります。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明申し上げます。予算書の6ページをお開き願います。下段でございます。本年度ご提案する債務負担行為は、町営斎場建替事業でございます。期間は令和8年度、限度額は9,550万円以内とするものでございます。

次に、第3表、地方債についてご説明申し上げます。予算書の7ページをご覧ください。本年度の地方債につきましては16件で、限度額の合計は8億9,760万円でございます。起債の目的、限度額でございますが、一般廃棄物最終処分場施設整備事業債1億6,530万円、道路ストック整備事業債1,460万円、各団地環境整備事業債5,750万円、史跡フゴッペ洞窟施設改修整備事業債1,860万円、旧余市福原漁場施設修復事業債190万円、町道整備事業債2,900万円、旧勤労青少年ホーム解体事業債560万円、河川護岸補修事業債1億2,000万円、河川浚渫事業債420万円、公共施設等脱炭素化事業債360万円、過疎対策事業債ハード分といたしまして橋りょう補修整備事業債1,580万円、除雪作業車等保管倉庫建設事業債1億7,830万円、北しりべし広域クリーンセンター施設整備事業債1億5,230万円、町営斎場建替事業債4,600万円、じん芥収集車購入事業債1,890万円、過疎対策持続的発展特別事業債ソフト分でございます6,600万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前年度と同様と設定いたしております。

以上、議案第1号 令和7年度余市町一般会計予算につきまして、その概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） ただいま一括議題の議案 6 件の提案説明中ではありますが、各代表者会議の開催、さらに昼食を含め午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 3 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一括議題となっております議案第 2 号ないし議案第 6 号について提案理由の説明を求めます。

○民生部長（篠原道憲君） 続きまして、一括上程されました議案第 2 号 令和 7 年度余市町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険制度につきましては、創設時からの各種介護サービスが町民に着実に浸透いたしており、さらには高齢化の進展等により今後も介護サービスに対する需要は高く推移する傾向を示しております。

令和 7 年度余市町介護保険特別会計の予算編成に当たりましては、令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする第 9 期介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス等の保険給付サービスの必要量、さらには地域支援事業において実施する介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業等の事業量を推計することにより安定した介護保険事業運営を図るとともに、被保険者が必要とする介護サービスを確保することができるよう予算計上をいたしたところであり、この結果当会計の予算総額は前年度から 4,374 万 3,000 円増の 25 億 1,354 万 7,000 円となったところでございます。本年度におきましても地域包括ケアシステムの深化、推進を念頭に、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた地

域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう十分な介護サービスの確保、さらには医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活のために必要な支援を講ずるとともに、保険給付費の動向を十分に見極め、保険料をはじめとする必要な財源の安定確保を図りながら、介護保険特別会計の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第 2 号 令和 7 年度余市町介護保険特別会計予算。

令和 7 年度余市町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25 億 1,354 万 7,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 億円と定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明いたしますので、予算書の 5 ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和 7 年度当初予算額は、歳入歳出合計それぞれ 25 億 1,354 万 7,000 円で、前年度と比較して 4,374 万 3,000 円の増となっております。この内容につきましては、款別の各項、各目別にご説明いたしますので、予算書は次の 6 ページをお開き願います。あわせて、参考資料としまして 2 ページの 2、歳入歳出予算総括表についてもご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入についてご説明いたします。1 款保険料、本年度予算額は 3 億 9,929 万円で、前年度と

比較し357万5,000円の減となっております。

2 款使用料及び手数料、本年度予算額は2 万円で、前年度と同額の計上でございます。

3 款国庫支出金、本年度予算額は6 億5,448万1,000円で、前年度と比較し1,073万8,000円の増となっております。

内訳として、1 項国庫負担金、本年度予算額は4 億1,694万8,000円で、前年度と比較し560万1,000円の増となっております。

予算書は、次の7 ページをご覧ください。2 項国庫補助金、本年度予算額は2 億3,753万3,000円で、前年度と比較し513万7,000円の増でございます。内容としましては、介護給付費に係る調整交付金や介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業などの地域支援事業費に係る交付金のほか、国が定める評価指標に基づき交付される保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を計上いたしましたものでございます。

4 款支払基金交付金、本年度予算額は6 億5,516万4,000円で、前年度と比較し1,078万4,000円の増となっております。内容としましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金を計上いたしましたものでございます。

予算書は、次の8 ページをお開き願います。5 款道支出金、本年度予算額は3 億6,195万4,000円で、前年度と比較し659万7,000円の増でございます。

内訳として、1 項道負担金、本年度予算額は3 億4,028万1,000円で、前年度と比較し538万円の増でございます。

2 項道補助金、本年度予算額は2,157万3,000円で、前年度と比較し121万7,000円の増でございます。

3 項道委託金、本年度予算額は10万円で、前年度と同額の計上でございます。

6 款財産収入、本年度予算額は1,000円で、前年

度と同額の計上でございます。

予算書は、次の9 ページをご覧ください。7 款繰入金、本年度予算額は4 億4,257万7,000円で、前年度と比較し1,919万9,000円の増でございます。

内訳として、1 項一般会計繰入金、本年度予算額は3 億8,017万7,000円で、前年度と比較し579万9,000円の増でございます。

2 項介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額は6,240万円で、前年度と比較し1,340万円の増でございます。

8 款繰越金、本年度予算額は1 万円で、前年度と同額の計上でございます。

予算書は、次の10 ページをお開き願います。9 款諸収入、本年度予算額は5 万円で、内訳として1 項延滞金・加算金及び過料、本年度予算額は1 万円、2 項預金利子、本年度予算額は1 万円、3 項雑入、本年度予算額は3 万円で、いずれも前年度と同額の計上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書は、次の11 ページをご覧ください。1 款総務費、本年度予算額は3,292万1,000円で、前年度と比較し147万4,000円の増でございます。

内訳として、1 項総務管理費は、一般事務経費分の計上でございます。

2 項徴収費は、保険料の賦課徴収に伴う経費の計上でございます。

予算書は、次の12 ページをお開き願います。3 項介護認定審査会費は、要介護認定審査に係る認定調査に関わる諸経費の計上でございます。

予算書は、次の13 ページをご覧ください。2 款保険給付費、本年度予算額は23億3,243万3,000円で、前年度と比較し3,378万9,000円の増でございます。

内訳として、1 項介護サービス等諸費は、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型介護サービス等給付費の計上でございます。

2 項介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス等給付費、地域密着型介護予防サービス等給付費の計上でございます。

3 項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払手数料の計上でございます。

予算書は、次の14ページをお開き願います。4 項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の計上でございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の計上でございます。

6 項市町村特別給付費は、居宅介護及び介護予防に係る福祉用具貸与費並びに住宅改修費の計上でございます。

予算書は、次の15ページをご覧ください。7 項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等に係る居住費、食費の補足給付費の計上でございます。

次に、3 款地域支援事業費、本年度予算額は1 億4,593万7,000円で、前年度と比較し848万円の増でございます。

内訳として、1 項介護予防・生活支援サービス事業費並びに2 項一般介護予防事業費につきましては、被保険者が要支援状態、要介護状態となることへの予防を目的に介護予防・日常生活支援総合事業として実施する各種事業に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の16ページをお開き願います。3 項包括的支援事業・任意事業費は、被保険者が要支援状態、要介護状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援を講ずるためのサービスの実施に係る事業費の計上でございます。

予算書は、次の17ページをご覧ください。4 項その他諸費は、介護予防・生活支援サービス事業に係る審査支払手数料の計上でございます。

4 款諸支出金、本年度予算額は105万5,000円で、前年度と比較し増減なしでございます。

内訳として、1 項償還金及び還付加算金につきましては、第1 号被保険者保険料に係る還付金の計上でございます。

2 項繰出金は、国庫補助金である保険者機能強化推進交付金の一部を財源とする一般会計への繰出金の計上でございます。

予算書は、次の18ページをお開き願います。5 款基金積立金、本年度予算額は1,000円、6 款公債費、本年度予算額は20万円、7 款予備費、本年度予算額は100万円で、いずれも前年度と同額の計上でございます。

以上、議案第2 号 令和7 年度余市町介護保険特別会計予算につきましてその概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、科目別予算額伸長状況及び介護保険料賦課状況並びに保険給付費算出表などを記載しておりますので、ご高覧賜りたいと思います。

続きまして、一括上程されました議案第3 号 令和7 年度余市町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和7 年度余市町国民健康保険特別会計の予算総額は、前年度から1 億3,710 万円減の24 億4,790 万円を計上したところでございます。国民健康保険制度につきましては、都道府県が市町村と共に国保を運営し、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などに中心的な役割を担っており、本町におきましても事務事業の効率化など都道府県単位化によるスケールメリットを生かしながら医療費の適正化や各種財源の確保など適切な事業運営と健全な財政運営に努めるとともに、保険税水準の全道統一化による被保険者間の負担の公平化に向けた取組を進めてまいり所存でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和7年度余市町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度余市町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億4,790万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

令和7年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明申し上げますので、予算書の5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和7年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ24億4,790万円で、前年度当初予算と比較して1億3,710万円の減となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げますので、予算書の7ページをお開き願います。あわせて、参考資料は2ページの2、歳入歳出予算総括表の上段についてもご覧いただきたいと存じます。

1 款国民健康保険税の予算額は3億6,127万8,000円で、前年度と比較して1,826万3,000円の減となっております。

2 款一部負担金の予算額は2,000円で、前年度と同額を計上しております。

次に、予算書の8ページをお開き願います。3 款使用料及び手数料の予算額は40万円で、前年度と同額を計上しております。

4 款道支出金の予算額は18億8,519万6,000円で、前年度と比較して1億1,860万9,000円の減と

なっております。

5 款繰入金の予算額は1億9,952万9,000円で、前年度と比較して22万8,000円の減となっており、財政安定化支援分、出産育児一時金、事務費のほか、保険基盤安定繰入金、低所得者及び未就学児の保険税軽減分、産前産後減額措置に対しての一般会計からの繰入金でございます。

6 款繰越金の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の9ページをご覧ください。7 款諸収入の予算額は49万5,000円で、前年度と同額を計上しております。

次に、歳出をご説明申し上げますので、予算書は10ページから11ページ、参考資料は同じく2ページの下段についてもご覧いただきたいと存じます。1 款総務費の予算額は3,315万9,000円で、前年度と比較して849万8,000円の増でございます。

予算書の12ページをお開き願います。2 款保険給付費の予算額は18億4,889万4,000円で、前年度と比較して1億839万5,000円の減でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金の予算額は5億3,759万7,000円で、前年度と比較して3,740万6,000円の減でございます。

予算書の13ページをご覧ください。4 款保健事業費の予算額は2,375万円で、前年度と比較して20万3,000円の増でございます。

5 款公債費の予算額は100万円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の14ページをお開き願います。6 款諸支出金の予算額は250万円で、7 款予備費の予算額は100万円で、いずれも前年度と同額を計上しております。

以上、議案第3号 令和7年度余市町国民健康保険特別会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたし

ました歳入歳出予算総括表のほか、保険税課税状況並びに各予算の算出基礎などを記載しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

続きまして、一括上程されました議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計の予算総額は、前年度から725万4,000円増の3億8,605万4,000円を計上したところでございます。75歳以上の高齢者の方々が加入する医療保険制度として都道府県単位の広域連合組織により運営され、構成町村として義務づけされております保険料の徴収など、必要な予算計上を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度余市町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,605万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

初めに、予算の総括についてご説明申し上げますので、予算書の5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

令和7年度の当初予算額は、歳入歳出それぞれ3億8,605万4,000円で、前年度当初予算と比較して725万4,000円の増となっております。

以下、各款別に主な項、目の内容について歳入からご説明申し上げます。予算書の7ページをお開き願います。あわせて、参考資料は1ページの1、歳入歳出予算総括表についてもご覧いただきたいと思っております。

1 款後期高齢者医療保険料の予算額は2億6,891万9,000円で、前年度と比較して415万円の増となっております。

2 款使用料及び手数料の予算額は2万円で、前年度と同額を計上しております。

3 款繰入金の予算額は1億1,610万4,000円で、前年度と比較して346万6,000円の増でございます。内容につきましては、本特別会計の一般管理費など事務費に関わる繰入れと広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる繰入れ、さらに低所得者等に対する保険料軽減分の道負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせて保険基盤安定繰入金として計上してございます。

4 款繰越金の予算額は1,000円で、前年度と同額を計上しております。

予算書の8ページをお開き願います。5 款諸収入の予算額は101万円で、前年度と比較して40万円の増でございます。

国庫支出金につきましては、令和7年度中の収入が見込まれないため廃款といたしたところでございます。

次に、歳出をご説明申し上げますので、予算書は9ページから10ページ、参考資料は同じ1ページ下段もご覧いただきたいと存じます。1 款総務費の予算額は310万1,000円で、前年度と比較して38万円の減でございます。

内訳として、1 項総務管理費の予算額は112万9,000円で、前年度と比較して58万6,000円の減でございます。

2 項徴収費の予算額は197万2,000円で、前年度と比較して20万6,000円の増でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の予算額は3億8,194万3,000円で、前年度と比較して723万4,000円の増となっております。内容につきましては、広域連合が担う医療費等給付事務費に関わる負担金、保険料と保険料軽減分の保険基盤安定繰入金とを合算し、保険料等負担金として計上した

ものでございます。

予算書の10ページをお開き願います。3款諸支出金の予算額は100万円で、前年度と比較して40万円の増でございます。

4款予備費の予算額は1万円で、前年度と同額を計上しております。

以上、議案第4号 令和7年度余市町後期高齢者医療特別会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算参考資料にはただいまご説明いたしました歳入歳出予算総括表のほか、保険料賦課状況、被保険者の状況、医療費等の自己負担について記載してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○建設水道部長（奈良 論君） 続きまして、一括上程されました議案第5号 令和7年度余市町水道事業会計予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和7年度予算につきまして、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては水道料金は令和6年7月施行の改正給水条例の通年化により前年度に比較し増額計上となっております。また、営業外収益につきましては、基準に基づき計上しております。支出につきましては、人件費について一般職の人事異動による減のほか、検針業務の外部委託等により総額として前年度に比較し減額の計上となっております。収益的支出全体といたしましては、浄水場設備に関わる修繕費の増額、物価高騰による薬品費の増額、給配水施設の漏水調査業務に関わる委託料、修繕費の増額、配水管の更新や水道台帳整備に伴う減価償却開始による減価償却費は増額となっております。予算総額は、前年度に比較し水道事業収益は4,350万3,000円の増額計上、水道事業費用は4,006万1,000円の増額計上となり、単年度収支では令和6年度当初予算ベースで6,584万6,000円の純損失の決算見込みで

あったのに対し、令和7年度予算では7,875万8,000円の純損失が見込まれているところでございます。

令和7年度末の資金期末残高は5,035万円を見込んでおります。

資本的収入及び支出につきまして、主な建設改良事業といたしまして重要管路の耐震化、老朽配水管の更新事業及び水道台帳システムの整備などを継続実施するほか、東部地区の余市川系の統合に関する基本設計業務を実施してまいります。また、令和8年度まで債務負担行為を設定しております中央監視設備更新について継続してまいります。収益的収入につきましては、旧簡水、水道に係る企業債償還に対する一般会計からの出資金、国庫補助金、工事負担金及び企業債を計上し、収支不足につきましては損益勘定留保資金等で補填するものであります。

令和7年度の執行に当たりましては水道の基本責務であります安全、安心な水の安定供給を図るため、創意工夫を重ねながら最大限の企業努力を図ってまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和7年度余市町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和7年度余市町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）給水戸数8,454戸。
- （2）年間総配水量206万7,903立方メートル。
- （3）1日平均配水量5,665立方メートル。
- （4）主要な建設改良事業。

（ア）配水管整備事業2億105万4,000円につきましては、老朽配水管の布設替え工事、配水管移設工事等でございます。

（イ）量水器設置事業2,707万7,000円につきま

しては、計量法に基づく量水器の更新と新設用の量水器に要する経費でございます。

(ウ) 水道施設整備事業4,320万円につきましては、前年度に引き続き実施する水道施設台帳システムの整備及び東部地区水道施設統合基本計画に要する経費でございます。

(エ) 浄水施設整備事業 3 億7,136万2,000円につきましては、中央監視設備更新事業、余市川浄水場及び豊丘浄水場薬品注入ポンプ更新事業、豊丘浄水場改良実施設計でございます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益 7 億4,825万9,000円、第1項営業収益 6 億97万1,000円につきましては、給水収益 5 億7,228万7,000円、その他営業収益 2,868万4,000円でございます。

第2項営業外収益 1 億4,728万8,000円につきましては、受取利息2,000円、一般会計からの補助金 5,490万6,000円、長期前受金戻入6,340万円、引当金戻入586万6,000円、消費税及び地方消費税還付金2,301万4,000円、雑収益10万円でございます。

2 ページをお開き願います。

支出、第1款水道事業費用 7 億7,157万7,000円、第1項営業費用 6 億9,134万7,000円につきましては、原水及び浄水費 1 億8,822万円、配水及び給水費6,196万7,000円、総係費 1 億1,152万4,000円、減価償却費 3 億2,961万1,000円、資産減耗費 2 万5,000円でございます。

第2項営業外費用7,913万円につきましては、支払利息7,903万円、雑支出10万円でございます。

第3項特別損失100万円につきましては、過年度損益修正損でございます。

第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に

対し不足する額 3 億5,919万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,568万4,000円、過年度分損益勘定留保資金 1 億5,811万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億4,539万6,000円で補てんするものとする。）。

収入、第1款資本的収入 5 億8,729万7,000円、第1項出資金1,629万7,000円につきましては、旧簡易水道に係る企業債の元金償還に対する一般会計からの出資金でございます。

第2項国道補助金2,260万円につきましては、重要給水施設配水管布設工事に関わる国庫補助金でございます。

第3項工事負担金1,030万円につきましては、消火栓及び補償費に関わる負担金でございます。

第4項企業債 5 億3,810万円につきましては、水道事業債でございます。内訳につきましては、第5条でご説明申し上げます。

支出、第1款資本的支出 9 億4,649万2,000円、第1項建設改良費 6 億5,162万8,000円につきましては、営業設備費2,707万7,000円、配水設備改良費 2 億998万9,000円、水道施設整備費4,320万円、原水設備改良費 3 億7,136万2,000円でございます。

第2項企業債償還金 2 億9,486万4,000円につきましては、企業債元金償還額でございます。

3 ページをお開き願います。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、中央監視設備更新施工監理業務、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額860万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額 1 億5,460万円、起債の目的、過疎対策事業債、限度額 1,250万円、起債の目的、浄水施設整備事業、限度

額 3 億 7,100 万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、償還期限、据置期間を含め 40 年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については、借入先の融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、6 億円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 1 億 1,010 万 9,000 円。

（2）交際費 1 万円。

4 ページをお開き願います。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,490 万 6,000 円である。

（たな卸資産購入限度額）

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、3,500 万円と定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第 5 号 令和 7 年度余市町水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、一括上程されました議案第 6 号 令和 7 年度余市町下水道事業会計予算につき

まして、提案理由をご説明申し上げます。

令和 7 年度予算につきましては、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては下水道使用料は有収水量が減少傾向にある一方、処理戸数が増加したことから全体では前年度に比較し微増となっております。また、下水道広域化推進総合事業により、し尿等受入れ施設が供用開始となることから、し尿等の受入れ及び施設に関わる負担金を新規に計上し、営業収益合計では増額計上となっております。

営業外収益につきましては、し尿等受入れ施設の維持管理を行う目的で北後志衛生施設組合が余市下水処理場の一部を事務所として使用することから、当該使用に関わる光熱水費等を負担金として新規に計上しております。支出につきましては、営業費用において各施設の点検、維持管理に関わる委託料及び修繕費が前年度に比べ増額計上となり、営業外費用においてはし尿等受入れ施設の供用開始に伴う減価償却費が増額となるほか、機械設備等更新に伴う資産減耗費を計上しております。予算総額は前年度に比較し、下水道事業収益は 1 億 8,412 万 9,000 円の増額計上、下水道事業費用は 1 億 1,935 万 4,000 円の増額計上となり、消費税を除く決算見込みでは令和 6 年度当初予算ベースで約 4,430 万円の純損益の決算見込みであったところ、令和 7 年度予算では 980 万 8,000 円の純利益が見込まれているところでございます。

令和 7 年度の資金期末残高は 4,891 万 2,000 円を見込んでございます。

資本的支出につきましては、主な建設改良事業といたしまして污水管布設工事、公共ます設置工事のほか、下水道台帳システムを整備いたします。また、下水道処理施設に係る耐震診断及び換気設備の更新のほか、令和 6 年度において債務負担行為を設定いたしました公共下水道処理場整備事業、汚泥脱水設備更新について完了予定でございます。資本的収入につきましては、下水道事業債

特別措置分に係る企業債元金償還に対する一般会計からの補助金、国庫補助金、負担金、企業債を計上し、収支不足につきましては損益勘定留保資金等で補填するものであります。

令和7年度の予算の執行に当たりまして下水道の基本責務であります都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、創意工夫を重ねながら最大限の企業努力を図ってまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和7年度余市町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理戸数6,220戸。
- (2) 年間有収水量117万7,263立方メートル。
- (3) 1日平均有収水量3,225立方メートル。
- (4) 主要な建設改良事業。

(ア) 公共下水道管渠整備事業 1億1,940万円につきましては、汚泥管布設工事、下水道台帳管理システム整備業務でございます。

(イ) 公共下水道処理場整備事業 6億9,862万6,000円につきましては、公共下水道処理場の汚泥脱水機設備更新工事、管理設備の更新工事及び耐震診断業務でございます。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中総係費委託料3,164万円の財源にあてるため、企業債490万円を借り入れる。

収入、第1款下水道事業収益 9億8,935万8,000円、第1項営業収益 3億4,785万2,000円につきましては、下水道使用料 2億6,720万3,000円、

負担金1,526万7,000円、し尿等処理負担金6,527万2,000円、その他営業収益11万円でございます。

第2項営業外収益 6億4,150万6,000円につきましては、受取利息2,000円、一般会計からの補助金 3億5,154万9,000円、負担金117万5,000円、長期前受金戻入 2億5,488万9,000円、引当金戻入330万5,000円、消費税及び地方消費税還付金3,057万1,000円、雑収益 1万5,000円でございます。

2ページをお開き願います。

支出、第1款下水道事業費用 9億4,121万1,000円、第1項営業費用 8億6,764万9,000円につきましては、管渠費1,948万6,000円、ポンプ場費4,435万4,000円、処理場費 1億7,995万7,000円、総係費6,741万5,000円、減価償却費 5億3,032万7,000円、資産減耗費2,611万円でございます。

第2項営業外費用7,303万3,000円につきましては、支払利息7,302万3,000円、雑支出 1万円でございます。

第3項特別損失42万9,000円につきましては、過年度分下水道使用料等の減少額でございます。

第4項予備費10万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 4億2,843万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額776万2,000円、過年度分損益勘定留保資金 1億2,197万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金 2億9,870万6,000円で補てんするものとする。)。

収入、第1款資本的收入 9億8,381万8,000円、第1項他会計補助金5,137万2,000円につきましては、下水道事業債特別措置分償還金に対する一般会計からの補助金でございます。

第2項国庫補助金 3億8,254万3,000円につきましては、汚泥脱水機設備更新、耐震診断業務、下水道台帳管理システム整備に係る国庫補助金でございます。

第3項負担金30万3,000円につきましては、受益者負担金でございます。

第4項企業債5億4,960万円につきましては、下水道事業債、資本費平準化債でございます。内容につきましては、第6条でご説明申し上げます。

支出、第1款資本的支出14億1,225万7,000円、第1項建設改良費8億2,666万3,000円につきましては、管渠建設改良費1億2,805万7,000円、処理場建設改良費6億9,826万6,000円でございます。

第2項企業債償還金5億8,562万4,000円につきましては、企業債元金償還額でございます。

3ページをお開き願います。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水洗便所改造等資金貸付事務委託に係る債務負担行為、期間、令和7年度から令和12年度まで、限度額、貸付額に対する利子相当額、事項、金融機関が貸付ける水洗便所改造等資金に係る損失補償、期間、令和7年度から令和12年度まで、限度額、貸付額に延滞金を加算した額の範囲内。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業債、限度額5億5,450万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、償還期限、据置期間を含め40年以内とし借入先が定める償還方法による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。その他、起債の借入については、借入先の融資条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定め

る。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費5,946万2,000円。

4ページをお開き願います。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4億292万1,000円である。

令和7年3月6日提出、北海道余市郡余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第6号 令和7年度余市町下水道事業会計予算につきましてその概要をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

○議長(藤野博三君) お諮りいたします。

会議規則第9条第2項の規定に基づき、11日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、11日は休会とすることに決しました。

○議長(藤野博三君) お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、12日は会議規則第8条の規定に基づき、
午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時47分

上記会議録は、寒河江書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 1 2 番 藤 野 博 三

余市町議会議員 1 番 山 本 正 行

余市町議会議員 2 番 尾 森 加 奈 恵

余市町議会議員 4 番 佐 藤 剛 司